

岩手県告示第345号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成25年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定を解除する区域名 箱崎東の沢
- 2 指定を解除する区域 釜石市箱崎町（別紙図面のとおり。）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る3の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部並びに釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。